

していとくていそうだんしえんじぎょう していしょうがいじそうだんしえんじぎょう  
指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

がんうちくそうだんしえん  
岩宇地区相談支援センター

じゅうようじこうせつめいしょ  
重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょは、しゃかいふくしほうだい第76条及び第77条の規定、「障害者自立支援法に  
基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童  
福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定  
に基づき、当事業所と相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対し  
て、相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法及び児童福祉法に基づくサー  
ビスを提供します。相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の  
支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 開所時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. サービス実施の記録について	6
9. 苦情の受付について	7
10. 虐待防止の対策	8
11. 事故発生時の対応	8
12. その他運営に関する重要事項	9

しゃかいふくしほうじん ふくしかい  
社会福祉法人あけぼの福祉会

がんうちくそうだんしえん  
岩宇地区相談支援センター

とうじぎょうしょ いわないちょう してい う  
当事業所は岩内町の指定を受けています。

じぎょうしゃばんごう  
事業者番号0132300096

じぎょうしゃばんごう  
事業者番号0172300014

## 1. 事業者

名称	社会福祉法人 あけぼの福祉会
所在地	北海道岩内郡岩内町字野東210番地
電話番号	0135-62-9701
代表者氏名	理事長 西崎 公一
設立年月	昭和57年11月19日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	<p>指定特定相談支援事業所</p> <p>平成24年4月1日付(0132300096号)</p> <p>指定障害児相談支援事業所</p> <p>平成25年4月1日付(0172300014号)</p>
事業の目的	<p>障がい者やその家族からの様々な相談に応じ、意向を尊重しながらサービスを総合的に提供できるように支援することを目的とします。</p>
事業所の名称	岩宇地区相談支援センター
事業所の所在地	北海道岩内郡岩内町高台202
電話番号	0135-63-1294
管理者氏名	(職名) 小野 裕
事業所の運営方針について	<p>利用者がその能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるように配慮し、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を実施します。</p>
開設年月	平成23年4月1日
対象者	<p>知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者、障がいが疑われる者、障がい児</p>

じぎょうしょ おこ <b>事業所が行なっ</b> てい <sup>ほか</sup> る <sup>ぎょうむ</sup> <b>他の業務</b>	なし
--	----

### 3. 事業実施地域

いわないちょう きょうわちょう とまりむら かもえないむら <b>岩内町、共和町、泊村、神恵内村</b>
---

### 4. 開所時間

かいしょび <b>開所日</b>	げつようび きんようび 月曜日から金曜日
かいしょじかん <b>開所時間</b>	じ ふん じ ふん 9時00分から17時00分まで  じょうきがい じかん るすばんでんわ たいおう <b>上記以外の時間においては、留守番電話により対応いたし ます。</b>
きゅうぎょうび <b>休業日</b>	どにち しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ か 土日、祝日、年末年始（12月30日から1月3日まで）

### 5. 職員の体制

おも しょくいん はいちじょうきょう しょくいん はいち していきじゆん じゆんしゅ  
 <主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

しょくしゅ <b>職種</b>	じょうきん <b>常勤</b>	ひじょうきん <b>非常勤</b>	じょうきん かんさん <b>常勤 換算</b>	していきじゆん <b>指定基準</b>	しょくむ ないよう <b>職務の内容</b>
かんりしゃ <b>1. 管理者</b>	1名	1名	1名	1名	
そうだんしえんせんもんいん <b>2. 相談支援専門員</b>	4名	1名	1名	2名	
そうだんいん <b>3. 相談員</b>	0名	1名	1名	1名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員  
 の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員  
 が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### (1) サービス内容（第3条～6条参照）

##### ①基本相談

りようしゃ にちじょうせいかつぜんぱん かん そうだん おう じょうほう ていきょうとう おこな  
 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じ、情報の提供等を行い、  
 しちょうそん しょうがいふくし じぎょうしゃとう れんらくちょうせい おこな  
 市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

##### ②サービス等利用計画の作成

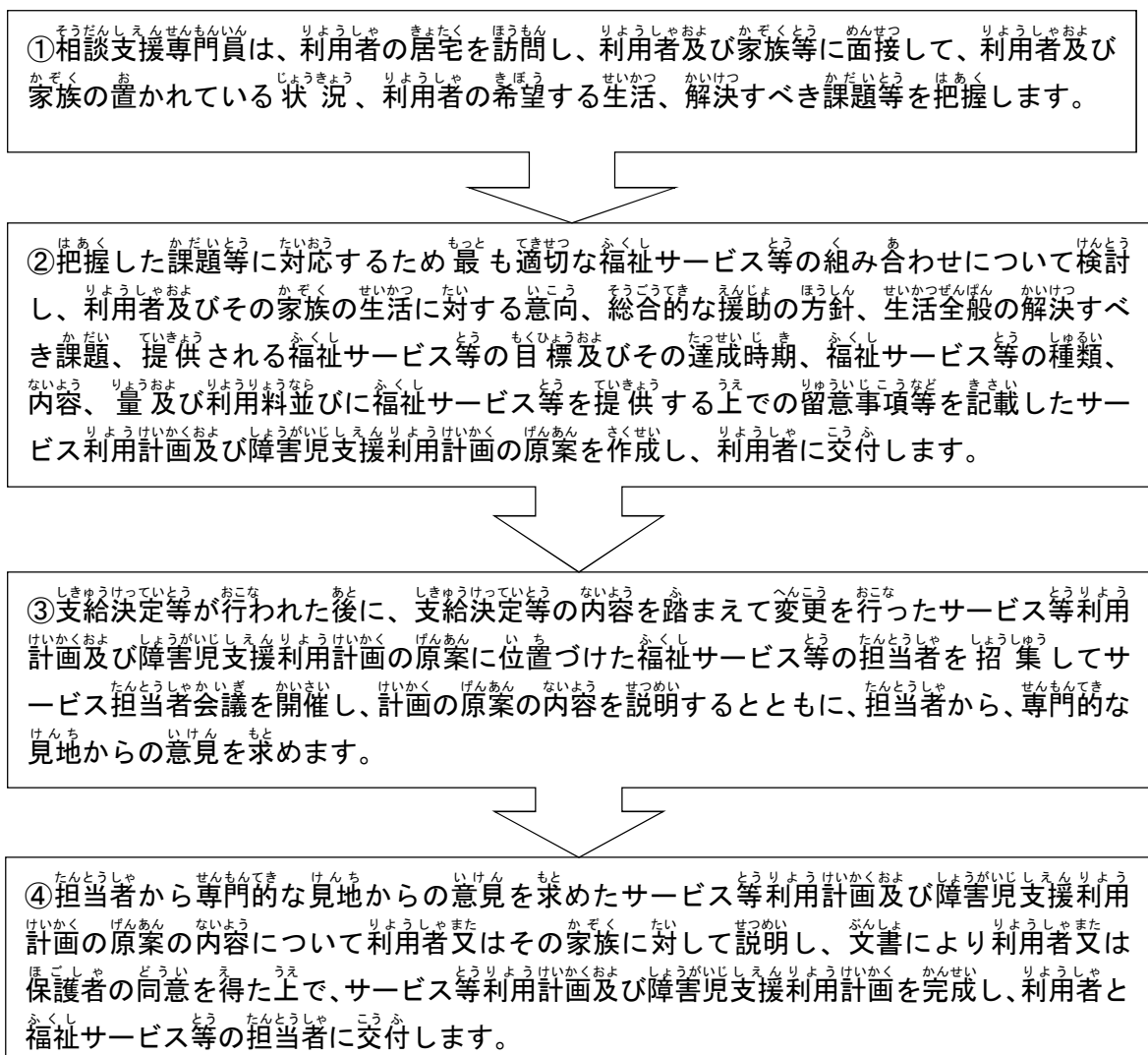
利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画の原案を作成します。

また、障害福祉サービス等の支給決定等が行われた後に、関係者と連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。

### ③モニタリング

支給決定期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することが出来るよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

### <サービス利用計画の作成の流れ>



- ④ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後の便宜の供与
- ・ 利用者及びその家族等とモニタリング期間に定められた条件に従って定期的に面接し、経過を把握します。
  - ・ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービスの事業者等との連絡調整を行います。
  - ・ 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
  - ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画及び障害児支援利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

- ⑤ サービス等利用計画の変更
- 利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画及び障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更します。

- ⑥ 障害者支援施設及び障害児入所施設等への紹介
- ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

## (2) 利用料金 (第7条 参照)

- ① サービス利用料金
- 相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
- 事業者が計画相談支援給付費の代理受領を行わない場合は、利用料金をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

## ② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

事業所の自動車を使用した場合

片道 10 km 70円、往復 10 km 140円

目安（往復） 倶知安町 420円、余市町 630円、小樽市 910円、  
札幌市 1,400円

## ③ 利用料金のお支払い方法

前記①②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、請求月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 事業所窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

北洋銀行 岩内中央支店 普通

社会福祉法人あけぼの福祉会 理事長 西崎 公一

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

### (1) 本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人あけぼの福祉会個人情報保護規定）

に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、相談支援事業を提供した日から5年間です。

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① サービス等利用計画
- ② アセスメントの記録
- ③ サービス担当者会議等の記録
- ④ モニタリング結果の記録
- ⑤ 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- ⑥ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	9:00～17:00
----------	------------

(2) 事業所の職員は、特定相談支援の提供上で知り得た利用者又は家族の秘密を第三者に漏洩することはいたしません。

また、退職後においても、知り得た秘密を守るべき旨を雇用契約の内容とします。

(3) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。

また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(4) 市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（相談窓口）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談窓口＜苦情受付窓口（担当者）＞ 相談支援専門員

○受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

○苦情解決責任者 小野 裕（管理者）

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

< 第三者委員 >

なまえ 名 前	れんらくさき 連絡先
■	でんわばんごう 電話番号 ■
	もとじんけんようごいいん 元人権擁護委員
■	でんわばんごう 電話番号 ■
	いわない がくえんふ ぼかいふくかいちょう 岩内あけぼの学園父母会副会長

(3) 行政機関その他苦情受付機関

いわないちょうやくぼ 岩内町役場 しょうがいふくし 障害福祉サービス たんどうか 担当課	しょざいち 所在地 : 北海道岩内郡岩内町高台134番地1 でんわばんごう 電話番号 : 0135-62-1011
ほっかいどうしりべしそごう 北海道後志総合 しんこうきょく ほけんかんきょうぶ 振興局 保健環境部 しゃかいふくしか 社会福祉課	しょざいち 所在地 : 北海道虻田郡倶知安町北1東2 でんわばんごう 電話番号 : 0136-23-1936
ほっかいどうふくし 北海道福祉サービス うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	しょざいち 所在地 : 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 しゃかいふくしきょうざいかい 社会福祉協議会内 でんわばんごう 電話番号 : 011-204-6310

10. 虐待防止の対策

虐待を防止するため、次の措置を講じます。

けんしゅう きかい 研修の機会	けんしゅう つう しょくいん じんけんいしき こうよう ちしき ぎじゆつ こうじょう つと 研修を通じ職員の人権意識の高揚・知識や技術の向上に努 めます。
たいせい かんきょう 体制・環境	しょくいん しえん なや くろうとう そうだん たいせい 職員が支援にあたっての悩みや苦労等を相談できる体制を ととの 整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の せいび こう 整備を講じます。



## 11. 事故発生時の対応

種類	内容
事故発生時の対応	特定相談支援事業の提供時に事故が発生した場合は、関係町村・利用者及びその家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償	特定相談支援事業の提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、その損害を賠償します。
事故発生の防止	特定相談支援事業の提供にあたり、リスクの把握に努め、改善を行います。発生した事故については、状況・原因の究明を行うとともに、その経過等を記録し改善と再発防止策を講じます。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：(株)損害保険ジャパン 加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償

## 12. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所の職員は、相談支援事業の提供上で知り得た利用者又は家族の秘密を第三者に漏洩することはいたしません。  
また、退職後においても、知り得た秘密を守るべき旨を雇用契約の内容及びします。
- (2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。  
また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。  
ただし、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

平成 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 小野 裕  
説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所:

氏名:

印

身元保証人・保護者等

住所:

氏名:

印

続柄:

事業者 所在地: 北海道岩内郡岩内町字野東210番地

名称: 社会福祉法人あけぼの福祉会

代表者: 理事長 西崎 公一